

## ④ 海外子会社からの配当

企業が海外子会社から受け取った配当への課税額を減らすため、現在は配当の益金不算入という制度がある。海外子会社からの国内への資金還流を促し、研究開発などにつなげる狙いがある。だが来年4月には一部見直され、海外子会社のある国で配当に課税されない場合は制度の対象外になる。西田宏之税理士に制度の概要と見直しのポイントを聞いた。

――配当の益金不算入とはどんな制度ですか。

「法人税法上、海外子会

社からの配当を課税対象となる益金に含めない制度だ。2009年の税制改正

によって始まり、海外子会社から日本の親会社に支払われた配当の95%を益金に算入せず、非課税とした。

は原則として海外子会社の株式の25%以上を、配当の支払いが確定する日より6ヵ月以上前から保有しているなければならない」

### 海外子会社の益金不算入制度は一部見直しに



合が対象になる」

## 国際税務早わかり

### 「二重非課税」解消へ見直し

――これまで何が問題だったのでしょうか。  
「09年の税制改正以前は、海外子会社が支払った配当は、親会社である日本の高い法人税率で課税されることで、日本企業の負担となっていた」

「このため、日本企業は海外子会社の利益を配当という形で日本に戻すことには消極的になり、現地での設備投資などの資金に充てるケースが自立つようになつた。益金不算入制度を設けたのは、日本企業が外国子会社で上げた利益を還流させるのを促し、国内の研究開発への投資や雇用拡大、株主への配当増につなげる狙いがあった」

――16年4月から益金不算入制度が一部変更になるそうですね。どんな点が変わりますか。

「支払う配当を損金に算入し、課税所得から差し引ける外国の子会社から、日本の親会社が受け取るケースでは金額、法人税が課税されるようになる。現在は海外で配当が損金に算入されている場合でも、日本では受け取る配当の95%が非課税となっている」

「こうした国際的な二重非課税」を防ぐのが目的だ。例は多くないが、オーストラリア子会社からの優先株式の配当や、ブラジルの子会社の配当を受ける場